

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
石油製品(ガソリン・軽油)(単価契約)	平成28年4月1日	札幌地方石油業(協) 札幌エネルギー(協)	17,147,280	スタンドに向いて給油を受ける石油製品(ガソリン・軽油)については、車両運行中に燃料残量が少なくなった場合、特に災害等における緊急時に給油が必要となった際に、特定の給油所だけでは市域の広さから給油が困難となり、業務遂行に支障をきたす恐れがあること、また、給油場所によって単価が異なると支払事務の円滑な実施の妨げになることから、市内全域において同一価格で石油製品(ガソリン・軽油)の納入が可能となるような体制を整える必要がある。 このことから、市内一円に組合員を有する石油製品に係わる官公需適格組合と随意契約(特命)を行うこととする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
マイクロフィルム撮影ほか(単価契約)	平成28年4月8日	情報創造事業(協)	3,089,000	対象の調達は、撮影や複写、折り図及び製本など多数の品目の全てに対応することや、緊急に必要なことが多いことから極めて短期間のうちに納品する業務の迅速性も要求される。このため、多数の品目すべてに対応し、きわめて短期間のうちに納品するのに必要な種類及び台数の機材を保有していなければならない。 このような業務に必要な条件を満たし、履行を確保できる者は、複写関連中小企業で構成された官公需適格組合である情報創造事業協同組合ただ一者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
札幌市水道局ボトルドウォーター「さっぽろの水」製造	平成28年5月18日	ゴールドパック(株)	4,701,615	市内にペットボトル水の生産ラインを所有し、かつ、本市競争入札参加資格者である飲料品製造業者は十数社あるが、いずれも、「自社製品のみを製造している」などの理由により、請負ってくれる業者は一社もない中、ゴールドパック株式会社は、本市競争入札参加資格者名簿に未登録ではあるが、恵庭市内にペットボトル自社工場を所有し、「さっぽろの水」を万本単位規模で製造することができる唯一の業者であるため、同社に発注することが妥当と判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	中部料金課
藤野高台ポンプ場ほか緊急遮断弁整備修繕	平成28年5月26日	(株)栗本鐵工所 北海道支店	2,106,000	本修繕の対象となる藤野高台ポンプ場、真駒内配水池の緊急遮断弁は、(株)栗本鐵工所が製造・据付したものであり、災害時に配水池が運搬給水拠点として機能するための重要な役割を果たす設備である。 緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。本修繕にあたっては、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯当たりやトルクスイッチの設定などを行う必要があるが、製造データ等を公開しておらず、そのバルブにあった調整等が可能であるのは、製造業者である(株)栗本鐵工所のみであり、他社では履行不可能である。 左記業者は、当該緊急遮断弁の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西部配水池ほか電動弁整備修繕	平成28年5月26日	前澤工業(株)北海道支店	3,024,000	本修繕の対象となる西部配水池、西町南ポンプ場の電動弁設備は、前澤工業(株)が納入・据付したものであり、池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。 電動弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。本修繕にあたっては、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯当たりやトルクスイッチの設定などが必要であるが、製造データを公開しておらず、そのバルブにあった調整等が必要となるため、他社では履行不可能である。 左記業者は、当該電動弁設備の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
手稲本町ポンプ場ほかポンプ軸受整備修繕	平成28年5月30日	(株)日星電機	2,214,000	本修繕の対象となる手稲本町ポンプ場、藻岩下第2ポンプ場及び盤溪ポンプ場のポンプ設備は(株)日立製作所が製造・据付したものであり、各施設に関して重要な役割を果たすポンプ設備である。 ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。対象設備には、製造者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者でなければ履行が不可能である。 左記業者は、製造業者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川第3浄水場17-20号沈澱池フロキュレータ整備修繕	平成28年6月2日	水ing(株)北海道支店	32,400,000	本修繕の対象であるフロキュレータ設備は、凝集剤を加えた原水に攪拌エネルギーを与えてフロックの形成を促進させる浄水処理を行うために必要不可欠な重要設備である。 フロキュレータに故障等の不具合が生じると原水中の懸濁物質が十分に凝集しなくなり、浄水水質を悪化させる原因となる。 また、本設備は凝集処理のため24時間連続運転をしているので、軸受や動力伝達部に摩耗が生じるとともに、減速機や電動機は老朽化が進行している。そのため本修繕では部品交換や分解整備を行い、経年劣化した機能の回復を図るものである。 当該機器は白川浄水場各系統のフロック形成池それぞれに専用に設計・製作したもので、本修繕に当たっては、機器の構造など設計データを基に部品の制作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 当該機器の設計業者は(株)荏原製作所であるが平成24年5月より関連会社である左記業者に整備等が移管されており必要な独自のデータを有している唯一の会社であるため、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号)	白川浄水場
白川浄水場3号沈砂池流出ゲート修繕	平成28年6月2日	(株)栗本鐵工所 北海道支店	3,402,000	本修繕の対象機器は、沈砂池で沈降堆積する粒子径の大きい土砂を定期的に搬出するために設置している流出側の電動ゲートである。 この機器に不具合が生じ、土砂の搬出作業が滞ると、沈砂池内の土砂堆積量が規定値以上となり、処理施設全体の水位水量の調節機能の低下及び、処理施設への土砂流入による凝集不良等、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況及び警報時の自動復帰の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものである。 従って、対象機器の構造など設計データを基に部品の制作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、当該機器の設計・製作及び据付を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
白川第1浄水場PAC揚液ポンプ整備修繕	平成28年6月2日	宝生産業(株)	1,728,000	本修繕の対象機器は、白川第1浄水場の凝集剤であるPACを貯蔵槽から小出槽に揚液し、計量注入するための耐薬性特殊構造ポンプである。この機器に不具合が生じた場合、凝集剤の注入が出来なくなり、浄水処理に大きく影響を与えるため、重要かつ不可欠な設備である。 本修繕は経年劣化により低下した設備の機能回復及び機器の延命を図るため、対象機器の分解整備と摩耗部品の交換を行うものであり、対象機器であるノンシールポンプは特殊構造ポンプのため製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、ノンシールポンプの機構、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、ノンシールポンプの専門整備技術がなければ機能の回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、対象機器の製造元である日機装株式会社から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。 以上のことから、本修繕は左記業者以外が施行することは不可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
藤野ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕	平成28年6月2日	(株)電業社機械製作所 北海道支店	11,340,000	本修繕の対象となる藤野ポンプ場、芸術の森ポンプ場のポンプ設備は(株)電業社機械製作所が製造・据付したものであり、各施設に関して重要な役割を果たすポンプ設備である。 ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。 対象設備には、製造者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者でなければ履行が不可能である。 左記業者は、当該ポンプ設備の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川浄水場3・4号濃縮槽引抜弁ほか整備修繕	平成28年6月6日	(株)守谷商会北海道支店	15,120,000	本修繕の対象機器は、沈澱池の凝集沈澱で堆積するスラッジを定期的に排出・処理するための一連の設備に設置しているスラッジ用特殊構造の偏心構造弁である。 この機器に不具合が生じスラッジの排出・処理作業が停止すると、沈澱池のスラッジ堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、偏心構造弁の分解整備を行い、機器の構成部品を交換、動作状況、警報時の自動復帰の確認など、総合的な試験調整を行い機器の機能の回復を図るものである。 本修繕は、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、偏心構造弁の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、偏心構造弁の専門整備技術がなければ機能の回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、対象機器の製造元である有限会社北九から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
藻岩浄水場No.2排水池引抜弁設備整備修繕	平成28年6月6日	(株)守谷商会北海道支店	4,644,000	左記設備が設置されている排水池は浄水処理施設の維持管理で発生した排水をスラッジと上澄水に分離・処理するための施設である。本修繕の対象となる設備は排水池で分離されたスラッジを排泥池へ送泥するための設備であり、排水池運用には必要不可欠で重要な設備である。また、排水処理が滞ることがあれば、浄水処理に影響を及ぼしかねないことになる。 本設備は、北村バルブ製造(株)(現:タイコフローコントロールジャパン(株))にて製造したものである。整備に必要な資料、技術はメーカー独自の仕様で一般に公開されていないため、他の業者では入手できない。本修繕後の試運転や性能確認などの総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 左記業者は、対象設備の整備に必要な技術、資料を製造元と共有し、代理店に指定されている唯一の業者である。 以上の理由から、他の業者以外では施工できないため、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
宮の森高台配水池ほか電動弁整備修繕	平成28年6月9日	(株)森田鉄工所 北海道営業支店	8,532,000	本修繕の対象となる宮の森高台配水池の流入弁、西部配水池のNo.1緊急遮断弁・No.2流出弁、西野ポンプ場の電動吐出弁は、株式会社森田鉄工所が製造・据付したものであり、配水池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。 当該設備の信頼性向上と機能維持を図り円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行う必要があり、経年劣化した部品の交換や整備が設備の維持管理には必要不可欠である。 弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギアの歯当たりやトルクスイッチの設定、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを有しているなど、そのバルブにあった調整等が可能であるのは製造業者である(株)森田鉄工所のみであり、他社では履行不可能である。 左記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
豊滝ポンプ場ポンプ設備整備修繕	平成28年6月10日	(株)荏原製作所 北海道支社	1,512,000	本修繕の対象となる豊滝ポンプ場のポンプ設備は、株式会社荏原製作所が製造・据付したものであり、ポンプ場・配水池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。 ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行う必要があり、経年劣化した部品の交換や整備が設備の維持管理には必要不可欠である。 対象設備には、製造者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者でなければ履行が不可能である。 左記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川第1浄水場2号沈澱池クラリファイヤ整備修繕	平成28年6月15日	三機工業(株)北海道支店	41,040,000	本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積するスラッジをピットに集め、排出処理するために設置されているスラッジ掻寄機である。 この機器に不具合が生じスラッジの排出処理が停止すると、沈澱池のスラッジ堆積量が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、クラリファイヤの分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。 対象機器は、三機工業(株)北海道支店が独自の技術により設計・製作したもので、本修繕実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、当該機器の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号)	白川浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
西野ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成28年6月16日	東芝電機サービス(株)北海道支店	2,592,000	本修繕の対象となる西野ポンプ場の自家発電設備は、株式会社 東芝が製作・据付したものであり、西野ポンプ場において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。 当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断・劣化診断における良否確認ができません。左記業者は、株式会社 東芝より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えている業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川第1浄水場急撹ポンプ整備修繕	平成28年6月16日	青木工業(株)	9,180,000	本修繕の対象機器は、薬品混和池において処理水を急速撹拌し原水中の濁質分と凝集剤を均一に接触させるために設置されているポンプ設備である。 浄水処理においては、薬品混和池における急速撹拌が必要不可欠な工程であり、この機器に不具合が生じ、浄水処理不良を招くと、浄水処理停止に至る重要な機器である。 本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。 本修繕の実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整を行わなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 当該機器の製造・納入・据付業者は三菱重工業(株)であるが、平成17年10月17日よりポンプ整備のアフターサービスは三菱重工業(株)認定業者の青木工業(株)に移管し、左記業者は当該機器に関する構成・構造に精通している唯一のサービス専門会社である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することは出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川第1浄水場原水流量調節弁ほか整備修繕	平成28年6月23日	(株)クボタ北海道支店	5,832,000	本修繕は、第1浄水場の原水流量を調節する弁設備と、第1、第3浄水場の逆洗時に流量を調節する弁設備を対象とする。これら設備に不具合が発生すると、浄水処理量の管理またはろ過地洗浄作業に制約が生じ、ひいては浄水処理へも影響を及ぼすことになる重要な機器である。 本修繕は、第1浄水場の原水流量調節弁と第3浄水場の逆洗流量調節弁における電動駆動部の交換および分解整備、経年劣化した部品の交換を行い、設備の機能回復を図るものである。 対象機器は、左記業者が独自の技術により機器設計、製作したものである。本修繕には、機器独自の構造・強度などの設計データや組立調整・機能診断などの整備技術力が必要で、それら整備技術力は設計・製作した左記業者だけが有している。 以上のことから、本修繕は左記業者以外が施行することは不可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川第1浄水場1-4号ろ過池コントロール弁整備修繕	平成28年6月27日	(株)本山製作所	5,400,000	本修繕の対象機器は、浄水場の処理水量を制御用計算機にて自動制御するために設置されている、ろ過流量コントロール弁である。 この機器に不具合が生じると、処理施設全体の水位水量の調節機能が不安定となり、この水位水量を基に自動制御されている薬品注入設備等の一連の設備の制御に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであり、対象機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 なお、対象機器は白川第1浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。 左記業者は、当該機器の設計・製作業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
南沢第2ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕	平成28年6月29日	(株)西島製作所札幌支店	15,120,000	本修繕の対象となる南沢第2ポンプ場、宮の森ポンプ場のポンプ設備は、(株)西島製作所が製造・据付したものであり、各施設に関して重要な役割を果たすポンプ設備である。 ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備及び劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。 対象設備には、製造者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者は、製造業者である(株)西島製作所のみであり、他社では履行が不可能である。 左記業者は、当該ポンプ設備の製造業者であり、同社製品の販売、納入、点検・整備等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
北ノ沢第1ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成28年6月29日	メタウォーター(株)北海道営業所	1,836,000	本修繕の対象となる自家発電設備は、富士電機(株)が製造・据付したものであり、北ノ沢第1ポンプ場において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。 当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断、劣化診断における良否判断ができません。他社では的確な履行が不可能である。 左記業者は、製造メーカーである富士電機システムズ(株)より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店であり、上記の履行条件の全てを兼ね備えているため特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
ユーザーインターフェース改善の変更開発業務	平成28年5月2日	日本ユニシス(株)北海道支店	17,712,000	上下水道料金システムは、現在サポート終了となったインターネットエクスプローラ(以下「IE」という。)8にて運用している。 本来であれば札幌市セキュリティポリシーに基づき、バージョンを早急に上げるべきであるが、システム改修に向けた準備に時間を要したためこれまで運用を継続していた。 この度、諸準備が整ったため、ブラウザをIE11へバージョンアップしユーザーインターフェースの改善を行う。 本業務を遂行する条件として、①複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること、②機能開発するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実にできること、③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの著作権を有する製造者で、現行、同システムの運用保守業務を行っている。したがって、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
電話受付データ自動連携機能対応に係るシステムの変更開発業務	平成28年5月27日	日本ユニシス(株)北海道支店	98,820,000	本業務は、出力帳票の削減及び業務システムへの入力作業を効率化させるため、現在、電話受付システムから各料金課へ配信される転出・転入等の帳票を廃止し、上下水道料金オンラインシステムへデータを直接、自動連携するよう変更する業務である。 本業務を遂行する条件として、①開発するプログラムを稼働中の既存システムに結合する場合において、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解したうえで、整合を確実に行うことができること。②障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っているため、上記条件の全てを満たし、本業務を遂行できる唯一の業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号)	営業課
平成28年度札幌水道じっかんキャンペーン業務 (公募型企画競争)	平成28年6月24日	(株)アサソーディ・ケイ北海道支社	12,999,960	企画内容の良否を第一義としており、競争入札にはそぐわず、企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した業者と契約を締結することが望ましいため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	企画課
業務改善に係る上下水道料金オンラインシステム等の変更開発	平成28年6月23日	日本ユニシス(株)北海道支店	19,137,600	本業務は、上下水道料金オンラインシステム等における業務の効率化に対応するための機能改修を行うものである。 本業務を遂行する条件として、①複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること、②機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実にできること、③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、同システムの著作権を有しているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、左記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
コンビニ等の収納データ連携に係るシステムの変更開発業務	平成28年6月30日	日本ユニシス(株)北海道支店	14,634,000	本業務は、現在、想定される収納取扱コンビニ企業の統廃合において、上下水道料金オンラインシステムが円滑に対応できるよう変更する業務である。また、コンビニ収納業務の委託を各コンビニ企業との個別契約から収納代行会社との一元的な契約へ変更を検討するにあたり、バーコード印字情報の変更など、現行の上下水道料金オンラインシステムに係る改修について、要件整理等も併せて行うこととする。 本業務を遂行する条件として、①開発するプログラムを稼働中の既存システムに結合する場合において、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解したうえで、整合を確実に行うことができること。②障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っているため、上記条件の全てを満たし、本業務を遂行できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
窓口オンラインシステム請求帳票変更に伴う改修業務	平成28年4月22日	日本ユニシス(株)北海道支店	9,601,200	本業務は、窓口オンラインシステム(以下、「システム」)のセキュリティ対策を行うものである。本業務を履行できる条件として、(1) 複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。(2) セキュリティ対策に係るプログラムを稼働中のシステムに結合する際に、既存のプログラムとの整合を確実にできること。(3) 障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが挙げられる。当該業者はシステムの製造者として著作権を有しており、業務を履行できる条件を全て満たしている唯一の業者であることから、当該業務を履行できるのは当該業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	給水装置課
平成28年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務	平成28年5月12日	(一財)北海道交通安全協会	1,231,200	本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定し、運送事業者等に事前周知を行うものであり、以下の条件を満たす必要がある。 1. 交通規制及び、迂回路の設定に際し専門的知識と経験を有している。 2. 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができる。 3. 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を把握している。 4. 広報活動における実績を有している。 当団体は道路交通の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たすのは当団体以外にはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	計画課
藻岩浄水場脱水機設備保守点検業務	平成28年5月25日	月島機械(株)札幌支店	1,900,800	本業務の対象設備である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当る大変重要な設備である。本業務は、脱水処理システム全体の処理機能維持と円滑かつ効率的な運転を確保するため、脱水機設備の点検を行なうものである。 脱水機運転により発生する脱水浄水発生土及び脱水ろ液は、法令(廃棄物処理法及び関連法規)で定められた基準を常に満たしていなければならない。本業務は正確に履行されなければならない。 脱水機設備の設計・納入・据付は、左記業者が施工したものである。本点検業務においては、各部の微妙な動作の正否を見極められなければならない。特に動作の正確な状態の判定には、左記業者が独自の仕様で構築した一般には公開していないシステムの設計・整備技術・施工資料・調整データが必要である。 以上のことから脱水機設備のシステムを設計・据付し、定期的に整備を手掛けている左記業者以外では点検を行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
白川浄水場脱水機設備保守点検業務	平成28年6月1日	月島機械(株)札幌支店	1,717,200	本業務は、脱水処理設備の機能維持と円滑かつ効率的な運転を確保するために点検を行うものであり、対象設備は浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理する産業廃棄物中間処理施設に当たる重要な設備である。 点検は当該設備の制御が正しく行われているか機器・装置の動作の良否を正確に見極める必要がある。 左記業者は、当該設備を設計、製造を行い、その構造、特徴、設計時の独自の技術など脱水機システムの設計データを保有し、また、竣工より保守・整備・トラブルの対処までを一手に担っており、設備の調査・研究による改善がなされ、それらの独自の情報データも保有している唯一の業者である。 以上の理由により、左記業者以外では本業務を履行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
西岡ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務	平成28年6月2日	(株)電制	885,600	本業務の対象となるテレメータ設備は、株式会社 電制 が製作し、納入・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、高区配水施設及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。 当該設備は製造メーカー独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び、劣化診断における良否の判断ができない。また、論理部の良否は技術力や判断力を必要とし他業者では的確な履行が不可能である。 左記業者は、テレメータ設備の製造者であり、同社製品の販売・納入・整備・点検等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
豊平峡ダム及び定山溪ダム水質調査業務	平成28年6月8日	(株)福田水文センター	4,968,000	本業務は北海道開発局札幌開発建設部(以下、「開発局」という。)と共同で行う調査である。本業務では開発局の業務委託により採水されたダム湖水について、浄水処理に影響を及ぼす項目の水質分析を委託する。既に開発局では開発局の担当分について、契約済である。 本業務により得られた測定データは、開発局と相互補完を行っている。よって同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定を実施しなければならない。 開発局と契約済の業者に本業務を実施させた場合、確実に同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定が可能であるために履行品質の確保ができること、採水を開発局の業務委託により行うために経費節減が確保できるなど、競争に付するよりも有利と認められる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当)	水質管理センター
配水センター計算機ソフト改修業務	平成28年6月16日	美和電気工業(株)札幌支店	30,564,000	本業務の対象となる計算機設備は横河電機(株)が開発したものであり、美和電気工業(株)が代理店契約に基づき納入・調整・保守を行っており、水道局は横河電機(株)の利用承諾に基づき利用しているものである。 本業務には、横河電機(株)が保有する著作権(翻案権)によって生ずる二次的著作物の許諾が必要である。また、本業務で創作する著作物及び著作権は横河電機(株)に帰属しており、これらの著作権等の使用を現在札幌地区で許諾を得ているのは、横河電機(株)の総合代理店である美和電気工業(株)のみであることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務	平成28年6月17日	菱照エンジニアリング(株)	2,268,000	本業務の対象となるテレメータ設備は、菱照エンジニアリング株式会社が製作し、納入・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、高区配水施設及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。 当該設備は製造メーカー独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び、劣化診断における良否の判断ができない。また、論理部の良否は技術力や判断力を必要とし他業者では的確な履行が不可能である。 左記業者は、テレメータ設備の製造者であり、同社製品の販売・納入・整備・点検等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
豊水・北4幹線ほか超音波流量計点検業務	平成28年6月22日	英和(株)札幌営業所	5,054,400	本業務の対象となる超音波流量計は、安定した水道供給には必要不可欠な幹線の流量を計測する機器である。 当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備は、東京計器株式会社が独自の技術開発により製作したものであり、設備の仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断および劣化診断における良否の判断ができない。また、総合的な調整も必要であり、他業者では計測値等の精度の確保が不可能である。 この点検・整備を履行できるのは、東京計器株式会社より保守整備対応を移管された唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えているのは左記業者のみであることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川浄水場計装設備保守点検業務	平成28年6月23日	美和電気工業(株)札幌支店	3,024,000	本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(内部パラメータの調整)・良否判断を求めている。当該設備には製造メーカー独自の技術開発部分が多く、外部には公開されていない設備仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ、機能診断における良否判定や、機器内部設定値の調整が出来ない。 左記業者は、当該設備の製造メーカーである横河電機(株)から技術・データ及び保守サービス業務の継承を受けた道内唯一の業者であることから、そのノウハウを始め当該設備に関する構成・構造などに精通している。 また、当該設備は浄水処理工程上必要不可欠なものであり、本業務は浄水場の運転管理に支障をきたさないために、的確かつ迅速に実施する必要がある。 これらのことより、左記業者以外では本業務を遂行することが出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
西・南4幹線ほか超音波流量計点検業務	平成28年6月24日	メタウォーター(株)北海道営業所	4,147,200	本業務の対象となる超音波流量計は、安定した水道供給には必要不可欠な幹線の流量を測定する機器である。 当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備は、メタウォーター株式会社が独自の技術開発により製作したものであり、設備の仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断および劣化診断における良否の判断ができない。また総合的な調整も必要であり、他業者では計測値等の精度を確保することが不可能である。 左記業者は、製造メーカーであるメタウォーター株式会社の北海道営業所で、同社製品の販売・納入・点検・整備等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
給配水管管理システムソフト移行業務	平成28年6月24日	(株)つうけんアドバンスシステムズ	46,440,000	当業務は、本市で稼働している「給配水管管理システム(マッピング・ファイリングシステム)」のソフトを6業務統合サーバ更新に伴い新サーバ環境に移行する業務である。 この実施に当たり、当システムは、現在稼働中の極めて重要なシステムであり、道路管理システム、管網解析システムとデータの交換を行なう密接な関連にあることから、業務体系の変更及び現行の機能を失わずにシステム移行を行なわなければならない。 本業務を実施する業者は、現行システムの情報資産解析とともに、現システムに係るノウハウを理解している必要がある。株式会社つうけんアドバンスシステムズは、現システムの保守管理サポート業務を受託していることから、システムに関する情報資産、ノウハウをすでに保有しており、現行の機能を失わずにシステム移行が可能である。また、これらプログラムの技術情報は同社の非公開情報であることから、給配水管管理システムの技術情報を有する者でなければ業務の遂行は困難である。よって、左記業者でなければ業務を実施することができない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号)	給水課